

# 令和4年6月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月28日(火) 13:28～15:38

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美(欠席)	22番	横森 隆次(欠席)
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳(欠席)
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久(欠席)
7番	上野 公	26番	石合 榮之(欠席)
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一(欠席)
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造(欠席)
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明(欠席)
14番	矢崎 良夫(欠席)	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行(欠席)		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

1	議事録署名委員の指名		
2	会議書記の指名		
3	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	11件
	議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
	議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
	議案第4号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積等の指定申請の承認について	1件
	議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	4件
	議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	7件
	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長：東條 匡志

事務局次長：早川 洋

書 記：齋藤 進・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和4年6月 蕪崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、蕪崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番 佐藤 安茂 委員、12番 小田切 悦男 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 齋藤氏 と 越石氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	<u>11件</u>	<u>14,994.64㎡</u>
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	<u>1件</u>	<u>798㎡</u>
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	<u>6件</u>	<u>2,381.89㎡</u>
議案第4号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積等の指定申請の承認について	<u>1件</u>	<u>691㎡</u>
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 利用集積計画の承認について	<u>4件</u>	<u>9,293㎡</u>
議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 中間管理権の承認について	<u>7件</u>	<u>27,617㎡</u>
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	<u>1件</u>	<u>3,245㎡</u>
合計		<u>31件</u>	<u>59,020.53㎡</u>

となります。

次に、会務報告ですが、5月31日、令和4年度全国農業委員会会長大会にWEB視聴にて柳本会長が対応いたしました。

6月7日、山梨県農業会議常設審議委員会及び山梨県農業会議第17回理事会に柳本会長が出席いたしました。

6月24日、山梨県農業会議第67回通常総会に柳本会長が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが10件、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした地上権の設定に関するものが1件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置に伴う地上権設定の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換による所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地隣接地（空き家に付随する農地）のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申

請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から11番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集5ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山立石、農家住宅建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：柳本会長

<議長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事

務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の6ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見ヶ丘二丁目、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見一丁目、貸駐車場（14区画）のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町小田川下木戸、工場用地敷地拡張のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町小田川木戸、駐車場のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割北原、工場兼事務所のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 向山委員

申請番号2番・3番 : 柳本会長

申請番号4番・5番 : 古屋委員

申請番号6番 : 堀川（喜）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請の承認について

て」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集8ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積等の指定申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は中田町中條字丸山、空き家に付随する農地の別段面積等の指定申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番：古屋委員  
（委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の9ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については4件となっております。事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：しいたけ、期間：19年6ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10

年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の11ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については7件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、利用目的:畑、作物:ブドウ、期間:9年5ヶ月です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、利用目的:畑、作物:野菜、期間:9年5ヶ月です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、利用目的:畑、作物:野菜、期間:4年5ヶ月です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、利用目的:畑、作物:野菜、期間:4年5ヶ月です。

申請番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、利用目的:畑、作物:野菜、期間:4年5ヶ月です。

申請番号6番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)貸貸借権、利用目的:畑、作物:野菜、期間:9年6ヶ月です。

申請番号7番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)貸貸借権、利用目的:畑、作物:野菜、期間:9年5ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<菊島委員>

申請番号4番・5番・6番について、同じ借受人へ貸し付けていますが、利用権の設定が使用貸借権と賃貸借権とそれぞれ違います。貸し付け条件等に違いがありますか？

<事務局>

使用貸借で貸し付けているものは、面積が狭い等、条件が悪い農地となっています。また、賃貸借で貸し付けているものは、徳島堰の堰費として賃貸借料を設定しています。

<議 長>

その他に質問がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。  
次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集の17ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)  
質疑等ございますか？

(質疑なし)



<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年6月農業委員会を閉会いたします。